第１７回
建築行政共用データベースシステム
連　絡　協　議　会　総　会

日　　時　　令和元年 7 月 19 日（金）13:30～14:45
場　　所　　フクラシア東京ステーション
次　　第

１．開　　会
２．国土交通省挨拶
３．議　　事
（１）付議事項
役員選任の件
（２）報告事項
・利用状況等
・改修状況
・運用支援
・その他

目　　次

１．付議事項：役員選任の件 3
２．報告事項
利用状況等 9
改修状況 21
運用支援 27
その他 33
参考資料
連絡協議会会則 38
入会状況 41

【別　添】　建築行政共用データベースシステム（パンフレット）

正誤表

※7月19日配付資料に誤りがあり、下記のとおり訂正しました。

該当頁	誤			正		
pp13-15	＊印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能			＊印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能（H31/4/22 協議状況による）		
p13	09	青森	青森市	09	青森	＊青森市
	28	茨城	水戸市	28	茨城	＊水戸市
	82	神奈川	茅ヶ崎市	82	神奈川	＊茅ヶ崎市
	86	新潟	＊新潟県	86	新潟	新潟県
	91	富山	富山県	91	富山	＊富山県
	93	石川	金沢市	93	石川	＊金沢市
	96	福井	福井県	96	福井	＊福井県
	102	岐阜	各務原市	102	岐阜	＊各務原市
	105	静岡	浜松市	105	静岡	＊浜松市
	107	静岡	富士宮市	107	静岡	＊富士宮市
	111	愛知	＊岡崎市	111	愛知	岡崎市
p14	123	滋賀	彦根市	123	滋賀	＊彦根市
	125	滋賀	近江八幡市	125	滋賀	＊近江八幡市
	126	滋賀	草津市	126	滋賀	＊草津市
	136	大阪	箕面市	136	大阪	＊箕面市
	146	鳥取	倉吉市	146	鳥取	＊倉吉市
	148	島根	松江市	148	島根	＊松江市
	149	島根	＊出雲市	149	島根	出雲市
	159	広島	三原市	159	広島	＊三原市
	168	山口	萩市	168	山口	＊萩市
	178	福岡	福岡県	178	福岡	＊福岡県
	181	福岡	大牟田市	181	福岡	＊大牟田市
	184	長崎	長崎県	184	長崎	＊長崎県
	188	大分	佐伯市	188	大分	＊佐伯市
p15	6	岩手	釜石市	6	岩手	＊釜石市
	20	埼玉	本庄市	20	埼玉	＊本庄市
	41	静岡	藤枝市	41	静岡	＊藤枝市
	61	島根	江津市	61	島根	＊江津市
	63	広島	三次市	63	広島	＊三次市
	64	山口	長門市	64	山口	＊長門市
	66	愛媛	宇和島市	66	愛媛	＊宇和島市
p29	その結果、現在は利用庁の約7割において随時可能となっております。			その結果、現在は利用庁の約8割において随時可能となっております。		

	国による参照について				
		同意以外	同意		
			サーバ設置場所		
	(略)		(略)	IDC(a)	割合 a/S
H30.11（協議前）		228	33	33	13%
H31.03（協議後）		66	195	188	72%
R01.07（現　在）		66	199	**192**	**72%**

	国による参照について				
		同意以外	同意		
			サーバ設置場所		
	(略)		(略)	IDC(a)	割合 a/S
H30.11（協議前）		228	33	33	13%
H31.03（協議中）		66	195	188	72%
H31.04（同　上）		41	224	**217**	**82%**

１.付議事項：役員選任の件

（現行：令和元年７月19日現在）

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
役　員　一　覧

会　長	東京都都市整備局市街地建築部長	青柳　一彦
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	前田　栄治
理　事	北海道建設部住宅局建築指導課長	西澤　拓哉
	宮城県土木部技術参事兼建築宅地課長	奥山　隆明
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	三沢　高行
	愛知県建築局建築指導課長	山下　賢一
	三重県県土整備部建築開発課長	岡村　佳則
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	柴田　和弘
	島根県土木部建築住宅課長	杉原　康夫
	広島県土木建築局建築課長	吉田　勝則
	福岡県建築都市部建築指導課長	大藪　和博
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	石井　保
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	森　英彦
	福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長	西村　誠二
	日本ＥＲＩ（株）確認検査本部確認管理部長	増田　健
	ビューローベリタスジャパン㈱シニアアドバイザー	川越　茂幸
	（株）確認サービス取締役総務企画部長	中川　鋭彦
	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄　真次
	（公社）日本建築士会連合会専務理事	成藤　宣昌
	（一社）日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷　献弥
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	国土交通省住宅局建築指導課長	長谷川　貴彦
	国土交通省住宅局市街地建築課長	田中　敬三
	国土交通省関東地方整備局建政部長	小林　正典
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	藤岡　啓太郎

（案）

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
役　員　一　覧

会　長	東京都都市整備局市街地建築部長	青柳　一彦
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	前田　栄治
理　事	北海道建設部住宅局建築指導課長	西澤　拓哉
	宮城県土木部技術参事兼建築宅地課長	奥山　隆明
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	三沢　高行
	愛知県建築局建築指導課長	山下　賢一
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	柴田　和弘
	広島県土木建築局建築課長	吉田　勝則
	香川県土木部建築指導課長	尾楠　和寿
	福岡県建築都市部建築指導課長	大藪　和博
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	石井　保
	浜松市都市整備部次長兼建築行政課長	瀧口　克也
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	森　英彦
	福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長	西村　誠二
	日本ＥＲＩ（株）確認検査本部確認管理部長	増田　健
	ビューローベリタスジャパン㈱シニアアドバイザー	川越　茂幸
	（株）確認サービス取締役総務企画部長	中川　鋭彦
	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄　真次
	（公社）日本建築士会連合会専務理事	成藤　宣昌
	（一社）日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷　献弥
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	国土交通省住宅局建築指導課長	長谷川　貴彦
	国土交通省住宅局市街地建築課長	田中　敬三
	国土交通省関東地方整備局建政部長	小林　正典
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	藤岡　啓太郎

２．報告事項

利用状況等

建築行政共用データベースシステム利用状況・登録状況

（１）利用状況　（令和元年７月１日現在）

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
建築士・事務所登録閲覧システム（照会）	特定行政庁（限特以外）	289	16	305	95%
	限定特定行政庁	92	54	146	63%
	小計	381	70	451	84%
	指定確認検査機関	110	21	131	84%
	指定構造計算適合性判定機関（県、確認検査兼業含む）**注１**	42	11	53	79%
	小計	152	32	184	83%
	合計	533	102	635	84%
台帳登録閲覧システム	特定行政庁（限特以外）	196	109	305	64%
	限定特定行政庁	69	77	146	47%
	合計	265	186	451	59%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	**注２** 総数	利用割合
法令・大臣認定データベース	特定行政庁（限特以外）	263	26	289	91%
	限定特定行政庁	73	19	92	79%
	小計	336	45	381	88%
	指定確認検査機関	81	29	110	74%
	指定構造計算適合性判定機関（県、確認検査兼業含まず）**注３**	1	6	7	14%
	小計	82	35	117	70%
	合計	418	80	498	84%

注１）指定構造計算適合性判定機関（県、確認検査兼業含む）には、次の数が含まれる。
・自ら構造適判を行っている県の数（確認検査部門は特定行政庁に計上）
・指定確認検査機関における構造適判部門の数（確認検査部門は指定確認検査機関に計上）

注２）法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム（照会）の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。

注３）指定構造計算適合性判定機関（県、確認検査兼業含まず）には、注１に掲げる数は含まれない。

②建築士・事務所登録閲覧システム（照会）　<u>未利用</u> 団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	埼玉	越谷市	7	兵庫	芦屋市	13	岡山	玉野市
2	石川	七尾市	8	〃	伊丹市	14	〃	新見市
3	〃	小松市	9	〃	宝塚市	15	大分	日田市
4	長野	松本市	10	〃	川西市	16	鹿児島	鹿児島市
5	兵庫	尼崎市	11	奈良	生駒市			
6	〃	西宮市	12	岡山	岡山市			

【限定特定行政庁】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	岩見沢市	19	北海道	伊達市	37	埼玉	蕨市
2	〃	留萌市	20	〃	北広島市	38	〃	朝霞市
3	〃	稚内市	21	〃	石狩市	39	〃	桶川市
4	〃	美唄市	22	〃	北斗市	40	〃	北本市
5	〃	芦別市	23	〃	当別町	41	〃	八潮市
6	〃	赤平市	24	〃	余市町	42	〃	蓮田市
7	〃	紋別市	25	〃	長沼町	43	〃	幸手市
8	〃	士別市	26	〃	美幌町	44	〃	吉川市
9	〃	名寄市	27	〃	遠軽町	45	〃	杉戸町
10	〃	三笠市	28	〃	白老町	46	〃	白岡市
11	〃	根室市	29	〃	音更町	47	長野	塩尻市
12	〃	千歳市	30	〃	芽室町	48	岐阜	高山市
13	〃	滝川市	31	〃	幕別町	49	〃	多治見市
14	〃	砂川市	32	〃	釧路町	50	〃	可児市
15	〃	深川市	33	〃	厚岸町	51	愛知	瀬戸市
16	〃	富良野市	34	〃	中標津町	52	長崎	平戸市
17	〃	登別市	35	群馬	藤岡市	53	〃	松浦市
18	〃	恵庭市	36	埼玉	鴻巣市	54	〃	五島市

③建築士・事務所登録閲覧システム（照会）　未利用 団体一覧（その２）

【指定確認検査機関】

No	本社所在地	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ
2	〃	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	〃	株式会社住まい建築検査
4	青森	有限会社アーバン建築確認検査機関
5	秋田	公益財団法人秋田市総合振興公社
6	〃	株式会社秋田建築確認検査機関
7	〃	株式会社北日本建築検査機構
8	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
9	福島	株式会社建築検査機構
10	〃	合同会社あんしん住宅検査センター
11	埼玉	株式会社埼玉建築確認検査機構
12	東京	多摩確認検査株式会社
13	山梨	株式会社ＹＫＳ確認検査機構
14	岐阜	有限会社みの建築確認検査センター
15	愛知	株式会社名古屋建築確認・検査システム
16	兵庫	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
17	和歌山	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
18	鳥取	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
19	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
20	香川	株式会社香川県建築住宅センター
21	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

【指定構造計算適合性判定機関】

No	本社所在地	団体名
1	岩手	一般財団法人岩手県建築住宅センター
2	宮城	一般財団法人宮城県建築住宅センター
3	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
4	福島	一般財団法人福島県建築安全機構
5	東京	株式会社Ｊ建築検査センター
6	福井	一般財団法人福井県建築住宅センター
7	長野	一般財団法人長野県建築住宅センター
8	大阪	株式会社国際確認検査センター
9	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
10	大分	一般社団法人大分県建築構造技術センター
11	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

④台帳登録閲覧システム　利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能（H31/4/22 協議状況による）／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*北海道	41	栃木	*鹿沼市	81	神奈川	*小田原市
2	〃	*函館市	42	〃	*小山市	82	〃	*茅ヶ崎市
3	〃	*旭川市	43	〃	*那須塩原市	83	〃	*秦野市
4	〃	*室蘭市	44	〃	*日光市	84	〃	厚木市
5	〃	*釧路市	45	〃	*大田原市	85	〃	*大和市
6	〃	*帯広市	46	群馬	群馬県	86	新潟	新潟県
7	〃	*苫小牧市	47	〃	前橋市	87	〃	*長岡市
8	青森	*青森県	48	〃	*高崎市	88	〃	*柏崎市
9	〃	*青森市	49	〃	*桐生市	89	〃	*新発田市
10	〃	*弘前市	50	〃	太田市	90	〃	*上越市
11	〃	*八戸市	51	〃	館林市	91	富山	*富山県
12	岩手	*岩手県	52	埼玉	*埼玉県	92	石川	*石川県
13	〃	*盛岡市	53	〃	*さいたま市	93	〃	*金沢市
14	宮城	*宮城県	54	〃	*川口市	94	〃	*加賀市
15	〃	仙台市	55	〃	草加市	95	〃	*野々市市
16	〃	*石巻市	56	〃	*熊谷市	96	福井	*福井県
17	〃	*塩竈市	57	千葉	*千葉県	97	〃	福井市
18	〃	*大崎市	58	〃	*千葉市	98	山梨	*山梨県
19	秋田	*秋田市	59	〃	市川市	99	岐阜	*岐阜県
20	〃	*横手市	60	〃	松戸市	100	〃	*岐阜市
21	山形	*山形県	61	〃	柏市	101	〃	*大垣市
22	〃	*山形市	62	〃	*市原市	102	〃	*各務原市
23	福島	*福島県	63	〃	*木更津市	103	静岡	*静岡県
24	〃	*福島市	64	〃	習志野市	104	〃	*静岡市
25	〃	*郡山市	65	〃	*流山市	105	〃	*浜松市
26	〃	*いわき市	66	〃	*我孫子市	106	〃	*沼津市
27	茨城	*茨城県	67	〃	*浦安市	107	〃	*富士宮市
28	〃	*水戸市	68	東京	千代田区	108	〃	*富士市
29	〃	*日立市	69	〃	*港区	109	〃	*焼津市
30	〃	*土浦市	70	〃	江東区	110	愛知	*豊橋市
31	〃	*古河市	71	〃	*中野区	111	〃	岡崎市
32	〃	*北茨城市	72	〃	足立区	112	〃	*一宮市
33	〃	*取手市	73	〃	*葛飾区	113	〃	*春日井市
34	〃	*つくば市	74	神奈川	神奈川県	114	〃	*豊田市
35	〃	ひたちなか市	75	〃	*横浜市	115	三重	三重県
36	栃木	*栃木県	76	〃	川崎市	116	〃	*四日市市
37	〃	*宇都宮市	77	〃	横須賀市	117	〃	*津市
38	〃	*足利市	78	〃	藤沢市	118	〃	松阪市
39	〃	*栃木市	79	〃	平塚市	119	〃	*桑名市
40	〃	*佐野市	80	〃	鎌倉市	120	〃	*鈴鹿市

【特定行政庁（限特以外）】つづき

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能（H31/4/22 協議状況による）／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
121	滋賀	*滋賀県	151	岡山	*倉敷市	181	福岡	*大牟田市
122	〃	*大津市	152	〃	*津山市	182	佐賀	*佐賀県
123	〃	*彦根市	153	〃	*総社市	183	〃	佐賀市
124	〃	*長浜市	154	〃	笠岡市	184	長崎	*長崎県
125	〃	*近江八幡市	155	広島	*広島県	185	〃	*長崎市
126	〃	*草津市	156	〃	*広島市	186	〃	*佐世保市
127	〃	*守山市	157	〃	*福山市	187	熊本	*熊本県
128	〃	*東近江市	158	〃	*呉市	188	大分	*佐伯市
129	京都	*京都府	159	〃	*三原市	189	宮崎	*宮崎県
130	〃	宇治市	160	〃	尾道市	190	〃	*宮崎市
131	大阪	*大阪府	161	〃	東広島市	191	〃	*都城市
132	〃	大阪市	162	〃	*廿日市市	192	〃	*日向市
133	〃	*堺市	163	山口	*山口県	193	鹿児島	*鹿児島県
134	〃	吹田市	164	〃	*下関市	194	沖縄	*沖縄県
135	〃	*寝屋川市	165	〃	*宇部市	195	〃	*那覇市
136	〃	*箕面市	166	〃	*山口市	196	〃	沖縄市
137	〃	*羽曳野市	167	〃	*周南市			
138	〃	*門真市	168	〃	*萩市			
139	奈良	奈良県	169	〃	*防府市			
140	〃	奈良市	170	〃	*岩国市			
141	〃	*橿原市	171	愛媛	*愛媛県			
142	和歌山	*和歌山市	172	〃	*松山市			
143	鳥取	*鳥取県	173	〃	*今治市			
144	〃	*鳥取市	174	〃	*新居浜市			
145	〃	米子市	175	〃	*西条市			
146	〃	*倉吉市	176	高知	*高知県			
147	島根	*島根県	177	〃	*高知市			
148	〃	*松江市	178	福岡	*福岡県			
149	〃	出雲市	179	〃	*北九州市			
150	岡山	*岡山県	180	〃	*福岡市			

⑤台帳登録閲覧システム　利用団体一覧（その２）

【限定特定行政庁】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能（H31/4/22 協議状況による）／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*東神楽町	24	埼玉	*坂戸市	47	愛知	*豊川市
2	岩手	*宮古市	25	〃	*日高市	48	〃	*安城市
3	〃	*花巻市	26	〃	*松伏町	49	〃	*西尾市
4	〃	*北上市	27	千葉	*野田市	50	〃	*江南市
5	〃	*一関市	28	〃	*茂原市	51	〃	*小牧市
6	〃	*釜石市	29	〃	*鎌ケ谷市	52	〃	*東海市
7	〃	*奥州市	30	〃	*君津市	53	〃	*大府市
8	山形	*米沢市	31	〃	*四街道市	54	三重	*名張市
9	〃	*鶴岡市	32	〃	印西市	55	〃	亀山市
10	〃	*酒田市	33	〃	白井市	56	鳥取	*境港市
11	〃	*天童市	34	石川	*能美市	57	島根	*浜田市
12	福島	*会津若松市	35	長野	*諏訪市	58	〃	*益田市
13	〃	*須賀川市	36	静岡	*三島市	59	〃	*大田市
14	群馬	*渋川市	37	〃	*磐田市	60	〃	*安来市
15	〃	*富岡市	38	〃	*伊東市	61	〃	*江津市
16	〃	*安中市	39	〃	*島田市	62	〃	*雲南市
17	〃	*沼田市	40	〃	*掛川市	63	広島	*三次市
18	〃	*みどり市	41	〃	*藤枝市	64	山口	*長門市
19	埼玉	*飯能市	42	〃	*御殿場市	65	〃	*山陽小野田市
20	〃	*本庄市	43	〃	*袋井市	66	愛媛	*宇和島市
21	〃	*東松山市	44	〃	*裾野市	67	長崎	*島原市
22	〃	*深谷市	45	〃	*湖西市	68	〃	*大村市
23	〃	*入間市	46	愛知	*半田市	69	鹿児島	*霧島市

⑥道路情報登録閲覧システム　利用団体一覧

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	秋田	秋田市	3	福島	福島県	5	奈良	奈良県
2	山形	鶴岡市	4	福井	福井県	6	愛媛	愛媛県

⑦建築行政地図情報システム　利用団体一覧

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	岩手	花巻市	6	東京	千代田区	11	東京	足立区
2	栃木	栃木県	7	〃	中野区	12	〃	葛飾区
3	群馬	太田市	8	三重	松阪市	13	広島	広島県
4	千葉	千葉県	9	鳥取	米子市			
5	〃	茂原市	10	〃	倉吉市			

⑧通知・報告配信システム

【データ受け入れ特定行政庁】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告
無　印　　：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団体名	開始	備考
	北海道	（なし）		
1	青森	青森県	H30.02	
2	〃	青森市	H30.02	
3	〃	弘前市	H30.02	
4	〃	八戸市	H30.02	
5	岩手	岩手県	H29.02	
6	〃	盛岡市	H29.02	
7	〃	宮古市	H29.02	
8	〃	花巻市	H29.02	
9	〃	北上市	H29.02	
10	〃	一関市	H29.02	
11	〃	釜石市	H29.02	
12	〃	奥州市	H29.02	
13	宮城	宮城県	H27.12	
14	〃	仙台市	H27.12	
15	〃	石巻市	H27.12	
16	〃	塩竈市	H27.12	
17	〃	大崎市	H27.12	
	秋田	（なし）		
	山形	（なし）		
18	福島	福島県	H25.10	
19	〃	福島市	H25.10	
20	〃	郡山市	H25.10	
21	〃	いわき市	H25.10	
22	〃	会津若松市	H25.10	
23	〃	須賀川市	H25.10	
	茨城	（なし）		
	栃木	（なし）		
24	群馬	群馬県	H27.12	
25	〃	高崎市	H28.03	
26	〃	前橋市	H30.04	
27	〃	太田市	H27.12	
28	〃	館林市	H28.05	
29	〃	桐生市	H30.04	
30	〃	渋川市	H27.12	
31	〃	富岡市	H27.12	
32	〃	安中市	H27.12	
33	〃	沼田市	H28.05	
34	〃	みどり市	H28.10	
35	埼玉	さいたま市	H25.02	データ本位可
36	千葉	千葉県	H27.02	
37	〃	千葉市	H27.02	
38	〃	市川市	H30.11	
39	〃	松戸市	H27.02	
40	〃	柏市	H27.02	
41	千葉	市原市	H27.02	
42	〃	木更津市	H27.02	
43	〃	習志野市	H27.02	
44	〃	我孫子市	H27.02	
45	〃	浦安市	H27.02	
46	〃	流山市	H27.02	
47	〃	野田市	H27.02	
48	〃	茂原市	H27.02	
49	〃	鎌ケ谷市	H27.02	
50	〃	四街道市	H27.02	
51	〃	印西市	H27.02	
52	〃	白井市	H27.02	
53	〃	君津市	H29.11	
	東京	（なし）		
54	神奈川	横浜市	H31予定	データ本位可
55	〃	川崎市	H31予定	データ本位可
56	〃	横須賀市	H30.04	データ本位可
57	〃	茅ヶ崎市	H31予定	データ本位可
	新潟	（なし）		
58	富山	富山県	H23.04	
59	〃	富山市	H23.04	
	石川	（なし）		
60	福井	福井県	H23.04	
61	〃	福井市	H23.04	
62	山梨	山梨県	H30.02	データ本位可
	長野	（なし）		
	岐阜	（なし）		
63	静岡	静岡県	H23.04	
64	〃	静岡市	H23.04	
65	〃	浜松市	H23.04	
66	〃	沼津市	H23.04	
67	〃	富士宮市	H22.04	
68	〃	富士市	H23.04	
69	〃	焼津市	H23.04	
70	〃	三島市	H22.04	
71	〃	磐田市	H23.04	
72	〃	伊東市	H22.04	
73	〃	島田市	H23.04	
74	〃	掛川市	H23.04	
75	〃	藤枝市	H23.04	
76	〃	御殿場市	H23.04	
77	〃	袋井市	H23.04	
78	〃	裾野市	H25.04	
79	〃	湖西市	H23.04	

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告
無　印　　：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団体名	開始	備考
80	愛知	名古屋市	H30.03	
81	〃	半田市	H30.03	
82	〃	安城市	H30.03	
83	〃	西尾市	H30.03	
84	〃	東海市	H30.03	
	三重	（なし）		
85	滋賀	滋賀県	H25.05	
86	〃	大津市	H25.05	
87	〃	彦根市	H25.05	
88	〃	長浜市	H25.05	
89	〃	近江八幡市	H25.05	
90	〃	草津市	H25.05	
91	〃	守山市	H25.05	
92	〃	東近江市	H25.05	
93	京都	京都府	H27.11	
94	〃	宇治市	H27.11	
95	大阪	大阪府	H27.09	データ本位可
96	〃	堺市	H27.09	データ本位可
97	〃	大阪市	H27.11	
98	〃	箕面市	H27.09	データ本位可
99	〃	門真市	H28.08	データ本位のみ
100	〃	羽曳野市	H31予定	データ本位可
101	兵庫	兵庫県	H26.12	新規受入中止
102	〃	神戸市	H30.12	データ本位可
103	奈良	奈良県	H27.08	
104	〃	奈良市	H27.08	
105	〃	橿原市	H27.08	
106	和歌山	和歌山市	H29.11	
	鳥取	（なし）		
107	島根	島根県	H28.04	
108	〃	松江市	H28.04	
109	〃	出雲市	H30.03	
110	〃	安来市	H28.04	
111	〃	雲南市	H28.04	
112	岡山	岡山県	H28.07	
113	〃	倉敷市	H28.07	
114	〃	津山市	H28.07	
115	〃	笠岡市	H28.07	
116	〃	総社市	H28.07	
117	広島	広島県	H26.04	
118	〃	広島市	H26.04	
119	〃	福山市	H26.04	
120	〃	呉市	H26.04	
121	〃	三原市	H26.04	
122	〃	尾道市	H26.04	
123	〃	東広島市	H26.04	
124	〃	廿日市市	H26.04	
125	〃	三次市	H26.04	
	山口	（なし）		
	徳島	（なし）		
	香川	（なし）		
126	愛媛	愛媛県	H28.06	
127	〃	松山市	H28.06	
128	〃	今治市	H28.06	
129	〃	新居浜市	H28.06	
130	〃	西条市	H28.06	
131	〃	宇和島市	H28.06	
132	高知	高知県	H23.04	
133	〃	高知市	H23.04	
134	福岡	福岡県	H26.04	
135	〃	北九州市	H26.04	
136	〃	福岡市	H26.04	
137	〃	大牟田市	H23.04	
	佐賀	（なし）		
138	長崎	長崎県	H28.04	
139	〃	佐世保市	H28.04	
140	〃	長崎市	H28.04	
141	〃	島原市	H28.04	
142	〃	大村市	H28.04	
143	熊本	熊本県	H30.12	
144	大分	佐伯市	H29.10	
	宮崎	（なし）		
	鹿児島	（なし）		
145	沖縄	沖縄県	R01.06	データ本位可

【データ送信実施機関】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告
無　印　　：ペーパーレス化を一切行わない電子報告

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
1	大臣	一般財団法人日本建築総合試験所	H27	大阪府,堺市,神戸市	データ本位
2	〃	日本ＥＲＩ株式会社	H30	横浜市,川崎市,横須賀市,茅ヶ崎市,静岡市,大阪府,門真市,大牟田市,沖縄県	データ本位
3	〃	ビューローベリタスジャパン株式会社	H25	さいたま市,横浜市,川崎市,横須賀市,茅ヶ崎市,大阪府,堺市,箕面市,門真市,神戸市	データ本位
4	〃	株式会社住宅性能評価センター	H30	郡山市,横浜市,川崎市,横須賀市,茅ヶ崎市,静岡市,大阪府,大牟田市,沖縄県	データ本位
5	〃	株式会社国際確認検査センター	H27	京都府,大阪府,大阪市,堺市,箕面市,神戸市,長崎県,佐世保市,長崎市,島原市,大村市	
6	〃	日本確認センター株式会社	H27	千葉県,千葉市,市川市,松戸市,柏市,市原市,木更津市,習志野市,我孫子市,浦安市,野田市,茂原市,流山市,鎌ケ谷市,君津市,四街道市,印西市,白井市	
7	〃	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	H22	静岡県,静岡市,浜松市,沼津市,富士宮市,富士市,焼津市,三島市,磐田市,伊東市,島田市,掛川市,藤枝市,御殿場市,袋井市,裾野市,湖西市	
8	地整	一般社団法人日本住宅性能評価機構	H31	山梨県	データ本位
9	〃	建築検査機構株式会社	H31	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市,京都府,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,箕面市,羽曳野市,神戸市,奈良県,奈良市,和歌山市	
10	〃	株式会社阪確サポート	H27	大阪府,堺市,箕面市,門真市,神戸市	データ本位
11	〃	株式会社確認検査機構プラン２１	H27	京都府,宇治市,大阪府,大阪市,箕面市,堺市,神戸市,奈良県,奈良市,橿原市	
12	〃	アール・イー・ジャパン株式会社	H27	大阪府,堺市,箕面市,門真市	データ本位
13	〃	株式会社総合確認検査機構	H29	京都府,大阪府,大阪市,堺市,和歌山市	
14	知事	株式会社建築住宅センター	H30	青森県,青森市,弘前市,八戸市	
15	〃	一般財団法人岩手県建築住宅センター	H29	岩手県,盛岡市,宮古市,花巻市,北上市,一関市,釜石市,奥州市	
16	〃	株式会社東北建築センター	H29	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
17	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター	H28	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
18	〃	株式会社仙台都市整備センター	H27	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
19	〃	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	H25	福島県,福島市,郡山市,いわき市,会津若松市,須賀川市	

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
20	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター	H27	群馬県,前橋市,高崎市,桐生市,太田市,館林市,渋川市,富岡市,安中市,沼田市,みどり市	
21	〃	株式会社千葉県建築住宅センター	H29	千葉県,千葉市,市川市,松戸市,柏市,市原市,木更津市,習志野市,我孫子市,浦安市,野田市,茂原市,流山市,鎌ケ谷市,君津市,四街道市,印西市,白井市	
22	〃	一般財団法人富山県建築住宅センター	H23	富山県,富山市	
23	〃	一般財団法人福井県建築住宅センター	H23	福井県,福井市	
24	〃	公益社団法人山梨県建設技術センター	H30	山梨県	データ本位
25	〃	株式会社愛知建築センター	H30	名古屋市,半田市,安城市,西尾市,東海市	
26	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	H25	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市	
27	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	H26	京都府,宇治市	
28	〃	一般財団法人大阪建築防災センター	H26	大阪府,堺市,箕面市,門真市,羽曳野市	データ本位
29	〃	株式会社兵庫確認検査機構	H26	兵庫県	
30	〃	一般財団法人なら建築住宅センター	H30	奈良県,奈良市,橿原市	
31	〃	一般財団法人島根県建築住宅センター	H28	島根県,松江市,出雲市,安来市,雲南市	
32	〃	岡山県建築住宅センター株式会社	H28	岡山県,倉敷市,津山市,笠岡市,総社市	
33	〃	株式会社広島建築住宅センター	H26	広島県,広島市,福山市,呉市,三原市,尾道市,東広島市,廿日市市,三次市	
34	〃	株式会社愛媛建築住宅センター	H28	愛媛県,松山市,今治市,新居浜市,宇和島市,西条市	
35	〃	公益社団法人高知県建設技術公社	H23	高知県,高知市	
36	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター	H23	福岡県,北九州市,福岡市,大牟田市	
37	〃	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	H29	長崎県,長崎市	
38	〃	一般財団法人熊本建築審査センター	H30	熊本県	
39	〃	一般財団法人大分県建築住宅センター	H29	佐伯市	

（２）登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 265 庁のうち、庁内サーバ型を除く 256 庁における確認検査の登録件数（累計）です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

平成 31 年 3 月 31 日現在　単位：件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	18,566,326	825,553	1,773,994	7,901,878	29,067,751
昇降機	406,166	1,815	178	342,449	750,608
建築設備	2,723	98	44	1,335	4,200
１項工作物	448,781	11,186	88	274,290	734,345
２項工作物	1,289	77	1	554	1,921
合計	19,425,285	838,729	1,774,305	8,520,506	30,558,825

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

１年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

平成 30 年度実績　単位：件

指定確認検査機関数	送信件数
39	281,193

③法令・大臣認定データベースの照会件数

１年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

平成 30 年度実績　単位：件

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	64,790	20,213
大臣認定データベース	22,772	32,490

改修状況

第１　台帳登録閲覧システム

（１）法改正対応及び機能追加その１（H30.09.25）

①法改正対応

・確認申請書の延べ面積欄に「宅配ボックスの設置部分」を追加

②入力機能の拡充

・報告受付画面における概要書（申請書）の修正機能追加

③検索機能の拡充

・報告台帳の検索条件に特記事項（調査報告書番号・仮番号）追加

④帳票出力機能の拡充

・台帳記載証明書の EXCEL 出力機能に変更確認の履歴シート追加

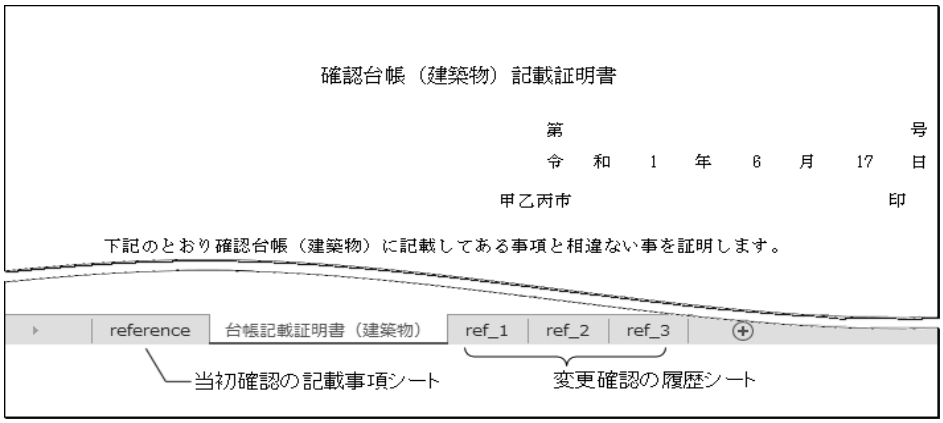

・処分等の概要書への変更履歴出力機能追加

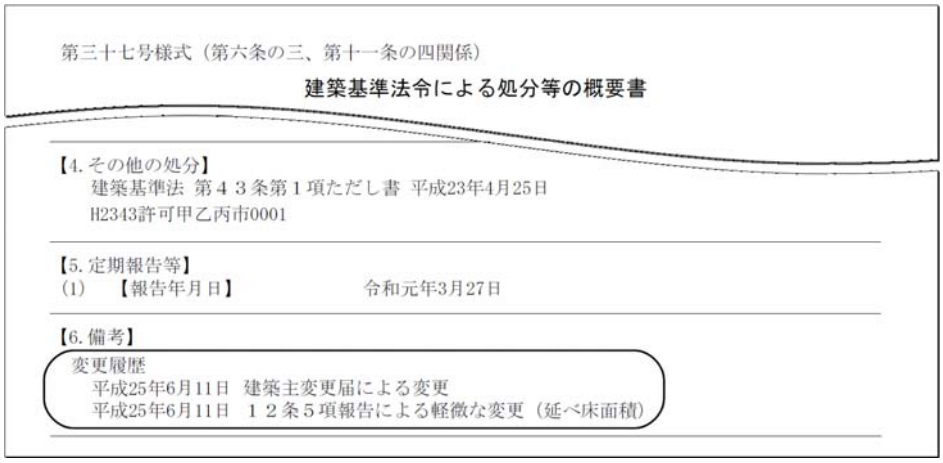

・交付できない旨の通知書の EXCEL 出力機能追加

・報告書 PDF 出力における特記事項（調査報告書番号・仮番号）追加

⑤統計（データ抽出）機能の拡充

・電子台帳・帳簿にその他審査担当の出力を追加した

⑥建築計画概要書等取得機能の拡充

・データ連携（道路 XML）ファイルの出力項目に確認申請書の削除情報を追加
（GIS と削除物件を同期することが可能に）

（２）機能追加その２ (H30.12.19)

①入力機能の拡充

・確認申請書第六面に、第四面からのコピー機能を追加

②概要書検索機能の拡充

・概要書検索の検索条件に、建築物全体面積（申請部分）を追加
・概要書検索の結果出力に、構造（基本統計）、主要用途（主要用途区分）、建築物全体面積（申請部分、合計）を追加

③統計（データ抽出）機能の拡充

・データ抽出の「確認等台帳情報」に、交付者、工事施工者、防火地域、建蔽率、容積率、特定工程名称、工作物の工事種別を追加
・データ抽出の「報告書関連情報」に、特記事項備考を追加

（３）機能追加その３ (H31.04.25)

①元号改正対応

・“令和”の入力・表示に対応

②帳票に関する改修

・確認済証、中間検査合格証、検査済証、交付できない旨の通知書について、EXCEL で出力した場合のレイアウトを調整

③手数料計算機能の拡充

・中間検査ありの場合の完了検査手数料を自動計算機能追加

④基本統計・データ抽出機能の拡充

・同一行政庁内での他の出先機関で作成したデータ抽出条件のコピー機能追加
・電子台帳・帳簿の出力項目に添付ファイル情報、工事完了届情報を追加

⑤建築計画概要書等取得機能の拡充

・データ連携（道路 XML）ファイルへの出力項目に仮使用認定情報を追加

⑥通知・報告配信システムの改善

・「通知・報告送信（受信)」時の送信（受信）ファイルの指定・保存方法を改善
・「送信案件検索」、「送信履歴検索」、「受信案件検索」、「受信履歴検索」時の交付日、交付番号による検索不具合を修正
・送信可能な添付ファイルのサイズを 15MB に拡張

（４）法改正対応及び機能追加その４ (R01.06.25)

①法改正対応

・確認申請書第四面の耐火構造に係る規則改正に対応

②西暦対応

・画面及び帳票の各種日付について、西暦表示に対応

③入力機能の追加・改修

・確認申請書（昇降機）について、昇降機種別、昇降機用途の自由入力欄追加及び定格速度が複数ある場合の入力欄追加
・確認申請書（88 条 1 項工作物・2 項工作物）について、高さ入力欄を 1 種類から２種類に拡張

④通知・報告配信システムの追加・改修

・通知・報告送信時の報告先特定行政庁の絞り込み機能追加

（５）今後の改修予定

①入力機能

・配信システムからの昇降機等の報告受付時、1 報告に格納された複数昇降機を、複数の申請書として分割して登録する機能

②検索機能

・概要書検索の検索条件に、「設計事務所」、「設計者登録番号」等を追加
・申請紐付け検索、報告書紐付け検索、工事物件紐付け検索時に、処分番号、地名地番に“空白で AND 検索”を追加
・定期報告検索時に、各種番号、所在地、所有者、管理者に“空白で AND 検索”を追加

③統計（データ抽出）機能

・確認等台帳情報に「取下げ日」、「取止め日」を追加

第２　建築士・事務所登録閲覧システム（登録）

以下は県、建築士会及び建築士事務所協会向け機能で、（　　）内はリリース日です。

（１）機能追加等

＜建築士・建築士事務所共通＞

①元号改正対応(H31.04.25)

・入力タブ、表示・出力に”令和”追加

＜建築士関係＞

②登録処理リストの改善(H30.12.20)

・検索条件を改善、PDF 出力項目を追加

③履歴情報削除の不具合修正(H31.01.31)

＜建築士事務所関係＞

④所属建築士人数の自動計算化(H30.12.20)

・手入力を廃止し、登録された所属建築士の情報から自動計算

⑤所属建築士の並び順変更機能追加(H30.12.20)

・氏名フリガナ順／級・登録都道府県・登録番号順／登録順の３通りで並べ替えて表示可能に（従来は登録順のみ）

⑥画面や PDF 印刷への出力項目追加(H30.12.20)

・所属建築士の旧姓・所属した日・所属を外れた日／法人役員の姓名カタカナ・生年月日・性別等を追加

⑦検索・閲覧・照会に係る個人申請者の検索(H30.12.20)

・警察照会（暴力団対応）の要請による氏名入力時の「姓」「名」分割入力に伴う検索機能の対応（従来、個人申請者は「姓名」1 項目で入力）

⑧業務報告督促(H30.12.20)

・最大 99 年分まで業務報告履歴出力に対応（従来は 10 年分）

⑨登録処理リストに事務所ビル名を追加(H31.01.31)

⑩履歴情報削除の仕様修正(H31.01.31)

・検索結果に「手続種別」を追加、不要な更新履歴削除機能を廃止

（２）今後の改修予定(R01.09.30 リリース予定)

＜建築士・建築士事務所共通＞

①ファイルを添付する際の機能改善

・ファイルを添付する際、操作によっては添付できない場合があるのを改善（建築士新規・校正・変更届の免許証写真、添付資料／事務所新規・校正・更新・変更届・誤記訂正の添付資料）

＜建築士関係＞

①外部データ取込の項目別入力制限を画面入力にも適用

・建築士の入力は、一級は外部データ取込、二級及び木造は画面入力で実施されている。両者の項目別の入力制限を統一

②検索用類似文字

・高田・髙田や渡辺・渡邊・渡邉などを一括して検索するための「検索用類似文字」の入力欄を追加

＜国土交通省関係＞

①建築士講習修了者情報の受信機能

・国から連合会・都道府県に送信される定期講習等修了者情報の受信時の、メインメニュー上のアラート表示と受信状況表示機能追加

②全建築士及び全事務所所属建築士の一括出力機能

・一級建築士全項目出力に加え、国による二級・木造建築士の出力機能追加

③統計情報の出力機能

・建築士又は所属建築士の人数・年齢・性別に関するデータ集計、出力機能追加

④文書注意の「警告者」登録機能と建築士照会へのリンクを新設

・「警告者」の登録機能追加及び警告を受けた建築士の照会機能追加

＜その他＞(R02 年度)

①改正建築士法施行に伴う改修

・令和 2 年の建築士試験合格者に関する卒業証明書等の登録機能追加
・上記合格者が建築士登録を行う際の実務経歴書の登録機能追加
・その他上記に関連する機能の追加

運用支援

（１）台帳登録閲覧システムによる民間確認物件の管理について

※ 昨年度資料再掲

台帳登録閲覧システムをご利用の一部特定行政庁には、民間確認物件を（台帳登録閲覧システムではなく）別システムで管理しているケースがあるようです。

この要因として、従前台帳登録閲覧システムの動作速度が十分でなかったこと等があると思われますが、今後は以下事由により、台帳登録閲覧システムの活用をぜひご検討ください。

①業務の合理化

特定行政庁確認、民間確認を台帳登録閲覧システムで統合的に管理することにより、データの相互コピーによる入力作業の合理化、検索・集計業務の合理化を図ることができます。

また、例えば民間確認物件を年度別のＥＸＣＥＬファイルとして長年集積した場合、管理項目や入力内容が不揃いとなったり、同じようなファイルが複数生成してどれが正なのかがわからなくなったりしがちであり、これらを将来統合する際には相当なコストがかかることになります。

②動作速度問題は解消

建築行政共用データベースシステムは平成２８年１月にシステムのハードウェアを全面刷新し、台帳登録閲覧システムについてもリリース当時と比べると大幅な動作速度向上を実現しました。例えばＥＸＣＥＬへの入力と比較しても、ストレスなく作業を進めることができると考えております。

また、利用者のご要望を元に機能改修も継続的に行っており、民間確認物件の入力や集計機能も様々な改善がなされています。

③別システムのデータの移行

今後台帳登録閲覧システムで民間確認を統合管理しようとした場合、これまで別システムに登録されていたデータを台帳登録閲覧システムに移行する必要があります。

この場合、別システムからＣＳＶファイルとして出力できれば、利用者ご自身にて台帳登録閲覧システムにデータを取り込むことが可能です。これにより、過去物件の検索なども全て台帳登録閲覧システム上で行えるようになります。

④電子報告の受け入れ

これまでの用紙による通知報告に加え、電子報告の需要が、指定確認検査機関において今後ますます増えてくるものと思われます。

電子報告は、特定行政庁における入力作業削減につながり、これを受け入れることで大きなメリットが期待できます。

電子報告の受け入れは、台帳登録閲覧システムを利用することが最も確実・簡便です。

（２）国等による台帳登録閲覧システム登録情報の収集・集計等について

H30.11.27 付国住指事務連絡「建築行政共用データベースシステムの登録データを活用した建築行政の推進について（依頼）」（下図）を受け、ＩＣＢＡでは、台帳登録閲覧システム利用庁との今年度利用契約において、国等による収集・集計等を随時可能とする措置を講ずるよう協議を進めてまいりました。

その結果、現在は利用庁の約８割において随時可能となっております。

	国による参照について					
	利用庁総数(S)	同意以外	同意			割合 a/S
				サーバ設置場所		
				庁内	IDC(a)	
H30.11（協議前）	261	228	33	0	33	13%
H31.03（協議中）	261	66	195	7	188	72%
H31.04（同　上）	**265**	41	224	7	**217**	**82%**

事　務　連　絡
平成３０年１１月２７日

都道府県建築行政御担当課　御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築行政共用データベースシステムの登録データを
活用した建築行政の推進について（依頼）

平素より、建築行政にご尽力いただき、ありがとうございます。

建築行政共用データベースシステムの台帳登録閲覧システム（以下「台帳システム」という。）においては、既に一千万件を超える建築物の情報が蓄積していると承知しています。

建築行政共用データベースの整備目的の一つとして、建築物に係る情報をデータベースとして収集整理し、施策に活用することが当初から掲げられています。建築指導課では、最近の基準改定にあたって、台帳システムの情報を参照させていただいている場合もあり、このような場合は個別に照会回答いただく行政庁の事務負担の軽減も図られることとなりますが、国による収集・集計等をあらかじめ了解していただいている行政庁は一部にとどまっているのが現状で、施策検討への活用も部分的なものとなっています。

つきましては、台帳システムのうち個人情報を除く情報について国による収集・集計等を随時可能とするための手続きについて、ご検討の上、台帳システムを運営する一般財団法人建築行政情報センターと調整いただきたく、ご協力方お願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、この連絡は台帳システムの利用有無にかかわらず、全都道府県にお送りしています。

また、国による収集等は、個々の建築物の情報の正確性や適法性をチェックするものではありませんので申し添えます。

以上

（３）１号物件の限定特定行政庁への移管業務について

①概要

平成 30 年度改正建築基準法が令和元年６月 25 日に施行され、従前、県の所管していた１号物件の一部が限定特定行政庁に移管されました。

これに伴い、県の台帳登録閲覧システムに格納されていたデータの一部を、限定特定行政庁に移管する業務を受託しております。

業務内容：県のデータから、移管対象物件リストにより該当物件を抽出し、限定特定行政庁のデータへ移管（複写）する。

所要期間：数か月

委託費　：限定特定行政庁１か所当たり４４万円（税抜）

備　考　：発注者は県又は限定特定行政庁となります。

参考　移管業務の根拠条項

建築基準法第６条（建築物の建築等に関する申請及び確認）第１項第一号　新旧対照表

改正後	改正前
一　別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの	一　別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 百平方メートル を超えるもの

②業務手順

ⅰ）移管すべき「物件リスト」の作成（県又は限定特定行政庁）

※「物件リスト」は、受付番号又は確認済証番号の一覧により構成

ⅱ）物件リストと県のデータの突合チェック（ＩＣＢＡ）

ⅲ）突合チェックにより判明した欠落物件や重複物件の調整

必要に応じ、削除すべき「物件リスト」を作成（限定特定行政庁）

ⅳ）移管実施後の県のデータの加工要否（移管物件の一括削除や備考欄への“移管済み”記載の一括処理等）確認

ⅴ）移管実施

③留意事項

・欠落発生時

欠落物件は原則として県側で入力します。限定特定行政庁で追加入力する場合、「県で振られたのと同じ受付番号」を振ることになり、通常の入力より作業時間を要するためです。

・重複発生時

限定特定行政庁で県所管物件も台帳登録閲覧システムに登録している場合、移管業務に伴って重複物件が発生すると、台帳記載事項証明発行業務に混乱を招く可能性があります。この場合、限定特定行政庁で「削除物件リスト」を作成いただければ、委託業務範囲で一括削除することが可能です。

（４）既存建築確認台帳の電子データ化について

ＩＣＢＡでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用ＤＢに投入する業務を実施しています。

図表1　ICBAの実施する建築物等の電子化業務の全体像について

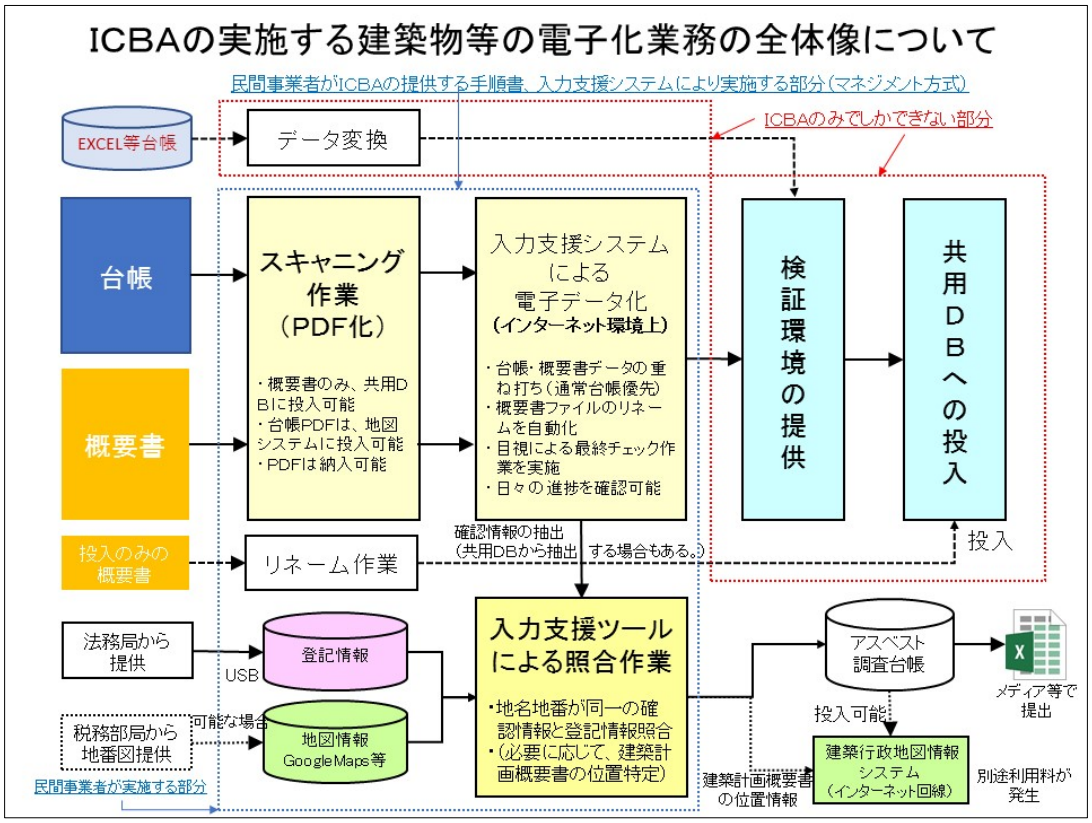

①業務受託方法について

図表２の区分①の「マネジメント方式」により、ＩＣＢＡが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供する電子化業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウドの環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをＩＣＢＡが提供するものであり、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

なお、共用ＤＢに投入するデータを作成するには、一定のデータ仕様を満足する「中間ファイル」（XML　ファイル）を作成する必要があり、これを検証環境で事前に確認を受けた後、共用 DB の本番環境に投入します。

表２の区分②の「電子データの移行」は、既存の電子データ（CSV、Excel、Access　など）による台帳データ等を変換し、共用ＤＢに投入するものであり、①と②を組み合わせて実施する場合もあります。

図表2 ICBAの電子化業務受託方式

業務プロセス 区分	電子化支援システム提供	紙データのスキャン	データパンチ入力	中間ファイル作成検証環境設定	共用 DB への投入	備考
①マネジメント方式	○	民間業者が実施		○	○	特庁とICBA、民間業者の2契約が必要
②電子データの移行	－	・Access・Excel の既存の台帳データがある場合		○	○	

※○が ICBA 受託部分

注） 発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により全ての業務の直接受託はお受けしませんのでご留意ください。

②アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、平成 29 年 12 月 25 日「住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の延長について」（事務連絡）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 30 年 6 月改正）のとおり、平成３２年度まで延長されています。

この補助金は定額補助であり、台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書ＰＤＦを共用ＤＢに投入することのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成する「アスベスト調査台帳」を整備する費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成 29 年 3 月 31 日国住指第 4546 号「台帳記載事項証明書の発行について」（課長通知）で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易となると考えられます。

③建物登記の電子情報と建築確認情報の紐つけについて

平成 28 年 5 月 24 日付国住指第 4276 号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」（(課長通達）より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

通常、市町村の税務課等が作成している電子化された地番図も活用すれば、確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を、より効率的に進めることができます。

なお、アスベスト調査台帳は、エクセルの表として作成する場合と、現住所を確認して建築行政地図情報システムやＧＩＳにポリゴンとして投入する場合があります。

図表3 建物登記の電子情報と建築確認情報の紐づけ受託方式

業務プロセス 区分	電子化支援システム提供	位置特定	所有者特定	アスベスト調査台帳作成	備考
①マネジメント方式	○	民間業者が実施		○	

※○が ICBA 受託部分

その他

建築行政・技術情報提供事業

①講習会

■建築基準適合判定資格者検定を受検される方を対象とした講習会

・2019 年度建築基準適合判定資格者検定　受検講習会

「令和元年度版建築基準適合判定資格者の手引き」を用いた、検定受検者のための講習会です。

開催日時：令和元年 5 月 20 日（参加人数 217 名）

会　　場：ベルサール飯田橋駅前

後　　援：日本建築行政会議

・令和元年度建築基準適合判定資格者検定 直前講習会及び模擬試験

「令和元年度 建築基準適合判定資格者の手引き」を用い、3 日間でより詳細かつ実践的な内容による研修を行い、最終日は模擬試験で総まとめを行います。

開催時期：令和元年 7 月 17 日～7 月 20 日の 4 日間（募集人数 80 名）

会　　場：飯田橋レインボービル（飯田橋）

後　　援：日本建築行政会議

協力(模擬試験開催)：NPO 法人建築基準法の適用に関する建築主事ﾈｯﾄﾜｰｸ(BONT)

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

・令和元年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修を行います。

＜第 1 回＞　構造コース　　令和元年 11 月を予定（2 日間）（定員 80 名）

意匠・設備コース　令和元年 11 月を予定（2 日間）（定員 80 名）

会　　場：全水道会館

＜第 2 回＞　構造コース　　令和 2 年 1 月を予定

意匠・設備コース　令和 2 年 1 月を予定

後　　援：日本建築行政会議（予定）

・令和元年度研修 建築確認実務

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令に関する知識の修得、建築確認において問題となる事例に関する討議を通じ、実務能力の向上を図ります。

＜第 1 回＞　令和元年 5 月 7 日～10 日の 4 日間（参加人数 29 名）

＜第 2 回＞　令和元年 9 月 10 日～13 日の 4 日間

会　　場：(一財) 全国建設研修センター　研修会館

共　　催：(一財) 全国建設研修センター

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

・2015 年版　建築物の構造関係技術基準解説書（2016 年追補収録版）（通称：黄色本）

構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は 2016 年 12 月までの法令等の改正・施行を反映させています。

一般価格：8,640 円（税込）、会員価格：7,776 円（税込）

平成 29 年 10 月 25 日　第 4 刷発行

・建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例　2017 年度版

法令等の改正、利用者等からの質疑に対する回答やその後の検討結果を踏まえた、適用事例 2013 年度版の改訂版です。

一般価格：4,968 円（税込）、会員価格：4,472 円（税込）

平成 29 年 11 月 15 日　発行

・令和元年度版　建築基準適合判定資格者の手引き

これから建築基準適合判定資格者検定を受検する方の参考書です。過去 5 年間に出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格：3,564 円（税込）、会員価格：3,208 円（税込）

令和元年 5 月 17 日　発行

・建築構造審査・検査要領　－　実務編　審査マニュアル　－　2018 年版

平成 29 年 9 月までに公布・施工された建築基準法改正に対応し、建築基準関係規定における構造強度に関する基準について、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項についてまとめています。

一般価格：7,020 円（税込）、会員価格：6,318 円（税込）

平成 30 年 3 月 1 日　発行

・建築物の防火避難規定の解説 2016

防火避難規定を的確に運用するための基本解説書として 4 年ぶりに改訂しました。

一般価格：4,629 円（税込）、会員価格：4,166 円（税込）※㈱ぎょうせいからの受託販売

平成 28 年 9 月 30 日　第 2 刷発行

③情報提供

・メールマガジンの配信

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月 2 回配信しています。
登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

・建築行政・技術情報の提供
・建築行政関連団体からの情報提供（講習会、セミナー、図書などの案内）
・ＩＣＢＡが開催する講習会、図書販売の案内

・ホームページでの建築法令関連情報の提供

建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）に関する「Ｑ＆Ａ」、「正誤表」、「2018 年追補」などを掲載しています。

その他、ＩＣＢＡが開催する講習会や図書の「正誤表」や「Ｑ＆Ａ」を掲載しています。

参考資料

建築行政共用データベースシステム連絡協議会　会則

第　１　章　　総　　則

（名　称）
第１条　この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。
（目　的）
第２条　本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用ＤＢ」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用ＤＢの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用ＤＢの永続的な改善と普及に資することを目的とする。
（活　動）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
一　共用ＤＢに関する情報提供
二　共用ＤＢに対する意見及び要望の取りまとめ
三　その他、本会の目的を達成するために必要な活動
（会員の資格）
第４条　会員は、次に掲げる者とする。
一　国土交通省
二　都道府県
三　建築主事を置く市町村及び特別区
四　指定確認検査機関
五　指定構造計算適合性判定機関
六　建築士法関係機関
七　その他、本会が必要と認める者
（会員の権利）
第５条　会員の権利は、次のとおりとする。
一　会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を１団体につき１有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
二　会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第　２　章　　役　　員

（役員の種類及び選任）
第６条　本会に、次の役員を置く。
一　会長　　１名
二　副会長　１名
三　理事　１０名以上３０名以下
２　理事は、総会において選任する。

3　会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3　会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3　役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第　３　章　　会　　議

（会　議）

第９条　会議は、総会及び理事会とする。

（総　会）

第 10 条　総会は、会員をもって構成する。

2　総会は、次の事項を議決する。

一　共用ＤＢ運用の基本的事項に関する提案

二　会則の改正

三　その他本会の運営に関すること

（理事会）

第 11 条　理事会は、役員をもって構成する。

2　理事会は、次の事項を決定する。

一　総会に付議すべき事項

二　総会で決定した事項の執行に関すること

三　その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3　理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

（会議の招集、開催）

第 12 条　会議は、会長が招集する。

2　総会は、原則として隔年度開催とする。

3　理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

（議　長）

第 13 条　会議の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第 14 条　会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。

（議　決）

第 15 条　議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2　前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

（代理表決等）
第 16 条　やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第　４　章　　事　務　局

（事務局）
第 17 条　協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。
２　本会の運営経費は、事務局が負担する。

第　５　章　　雑　　則

（細　則）
第 18 条　この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

（附　則）
この会則は、平成１９年７月２６日から施行する。
（附　則）
第１条　平成２２年度に限り、会則第８条第１項の規定による役員の任期は、１年とする。
第２条　この会則は、平成２２年１１月１２日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２４年４月２７日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２６年７月１８日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２７年７月２４日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２９年１０月２７日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
入会状況

令和元年７月１日現在

区域	特定行政庁							指定確認検査機関等					建築士法関係団体				合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	その他	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計	
国・連合会	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11	1	1	13	13
北海道	1	1		2	14		18			2	1	3	－		1	1	22
青森	1		1	2			4			1		1	－	1	1	2	7
岩手	1		1		6		8			1		1	－				9
宮城	1	1		3			5			2		2	－				7
秋田	1		1	1			3			1		1	－		1	1	5
山形	1			1	2		4			1		1	－				5
福島	1		2		2		5						－	1	1	2	7
茨城	1			5			6			2		2	－	1		1	9
栃木	1		1	7			9				1	1	－	1		1	11
群馬	1			1	1		3			1		1	－	1	1	2	6
埼玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	－	1	1	2	26
千葉	1	1	5	7	7		21		2	1		3	－				24
東京	1		1	3		19	24	14	5	1	2	22	－	1	1	2	48
神奈川	1	3	3	6			13	2	1	1		4	－	1	1	2	19
新潟	1	1	1	2			5			2		2	－	1		1	8
富山	1		1				2			1		1	－	1	1	2	5
石川	1			1	1		3			1		1	－				4
福井	1		1				2			1		1	－				3
山梨	1			1			2		1	1		2	－				4
長野	1		1	1	2		5			1		1	－	1	1	2	8
岐阜	1		1	2	1		5						－				5
静岡	1	2		4	7		14	1			1	2	－		1	1	17
愛知	1	1	5		11		18	1	2			3	－		1	1	22
三重	1		2	3	1		7			1		1	－				8
滋賀	1		1	6			8		1	1		2	－		1	1	11
京都	1	1		1			3		1	1		2	－				5
大阪	1	2	6	5			14	3	5	1		9	－	1		1	24
兵庫	1	1	2	3			7		2	1		3	－		1	1	11
奈良	1		1	2			4		1			1	－		1	1	6
和歌山	1		1				2						－				2
鳥取	1			3			4						－				4
島根	1			2	4		7						－				7
岡山	1		1	5			7						－	1		1	8
広島	1	1	1	2	1		6	1	1	1		3	－	1		1	10
山口	1			6	1		8						－				8
徳島	1						1						－				1
香川	1		1				2						－		1	1	3
愛媛	1		1	3	1		6						－				6
高知	1		1				2			1		1	－				3
福岡	1	2	1	1			5		1	1		2	－		1	1	8
佐賀	1			1			2			1		1	－		1	1	4
長崎	1		2		2		5						－		1	1	6
熊本	1	1		2			4			1		1	－				5
大分	1		1	4			6			1		1	－		1	1	8
宮崎	1			2			3						－				3
鹿児島	1				2		3			1		1	－		1	1	5
沖縄	1		1	4			6			1		1	－				7
計	47	19	50	109	79	19	323	22	24	35	5	86	11	15	22	48	457
機関総数	47	20	68	147	146	23	451	26	38	67	9	140	11	48	48	107	698
入会率	100%	95%	74%	74%	54%	83%	72%	85%	63%	52%	56%	61%	100%	31%	46%	45%	65%